



# 山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び 産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例について

令和6年2月27日・28日

再生資源物の不適正保管の防止等に関する条例説明会

山梨県 環境・エネルギー部 大気水質保全課

## 山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び 産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例について

### 説明項目

1. 条例制定の背景・目的
2. 規制対象物の考え方
3. 届出制度について
4. 保管・処理の基準について
5. 管理簿の備付けについて
6. その他（経過措置等）
7. 問い合わせ先

# 1. 条例制定の背景・目的

## 条例制定の背景

- 近年、県内で廃棄物等の多量堆積事案に起因する水質汚濁、悪臭等に関する問題や金属スクラップ等の有価物（再生資源物）の不適正な保管により、崩落、火災等の事故や騒音、振動等の発生による問題が発生しており、県民の生活環境の保全に支障を来している現状にあります。
- そのため、再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進を図り、生活環境の保全上の支障を防止するための条例を制定しました。



# 1. 条例制定の背景・目的

## 条例制定の目的

再生資源物及び産業廃棄物について行為者の義務及び県の権限を条例で規定



1	行為の把握	保管等の事前届出を義務付け
2	保管等基準の設定	保管・処理行為に基準を設定し、遵守を義務付け
3	適正な保管等の促進	保管物の移動に関する管理簿の備付けを義務付け
4	県の指導権限を規定	報告徴収・立入検査、改善命令・搬入停止命令等を規定
5	違反行為に罰則	届出義務違反、命令違反等に対して、懲役刑又は罰金刑

- ・ 再生資源物に起因する生活環境の悪化を防止
- ・ 産業廃棄物の適正な管理を促進

現在及び将来の県民の健康で文化的な生活を確保



## 2. 規制対象物の考え方

本条例における規制対象物

再生資源物(廃棄物を除く)		産業廃棄物
特定処理物	特定収集物	
<ul style="list-style-type: none"><li>○肥料 (特定の原料から作られたもの)</li><li>○肥料原料 (肥料の製造過程のもの)</li><li>○木材チップ (木材を切断、破碎した小片)</li><li>○建設資材 (無機性汚泥、陶磁器くず、ガラスを処理したものに限り)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○金属スクラップ</li><li>○自動車用タイヤ (国内で自動車への装着を目的とした商品以外のもの)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○汚泥</li><li>○廃プラスチック類</li><li>○動植物性残さ</li><li>○木くず</li><li>○ガラス、コンクリートくず、陶磁器くず</li></ul>



## 2. 規制対象物の考え方 (特定処理物)

### 特定処理物

1

### 肥料

(特定の原料から作られたもの)

2

### 肥料原料

(肥料の製造過程のもの)

3

### 木材チップ

(木材を切断・破碎した小片)

4

### 建設資材

(無機性汚泥・陶磁器くず・ガラスを処理したもの)



## 2. 規制対象物の考え方（特定処理物）

### 特定処理物（肥料）

肥料（原料の全部又は一部に**汚泥などの有機物**を使用したもので液状のもの以外のもの）

汚泥などの有機物とは…

- 汚泥（下水道汚泥、し尿処理汚泥など）
- 動植物性残さ
- 動物のふん尿（畜産農業に係るものに限る）
- 食品廃棄物（動植物性残さを除く、食品の売れ残りや食べ残し）  
※廃棄物であるか有価物であるかを問わない
- 動物又は植物に係る固形状又は液状の不要物であって農業に係るもの

- ✓ 上の有機物をいずれかひとつでも原料としたもの（いわゆるたい肥）が対象
- ✓ 液肥は対象外



## 2. 規制対象物の考え方（特定処理物）

### 特定処理物（肥料原料）

肥料を**製造する過程**にある物（液状のもの以外のもの）

製造する過程とは…

- 肥料の原料を混ぜた時点から、熟成を終えた時点の間のこと

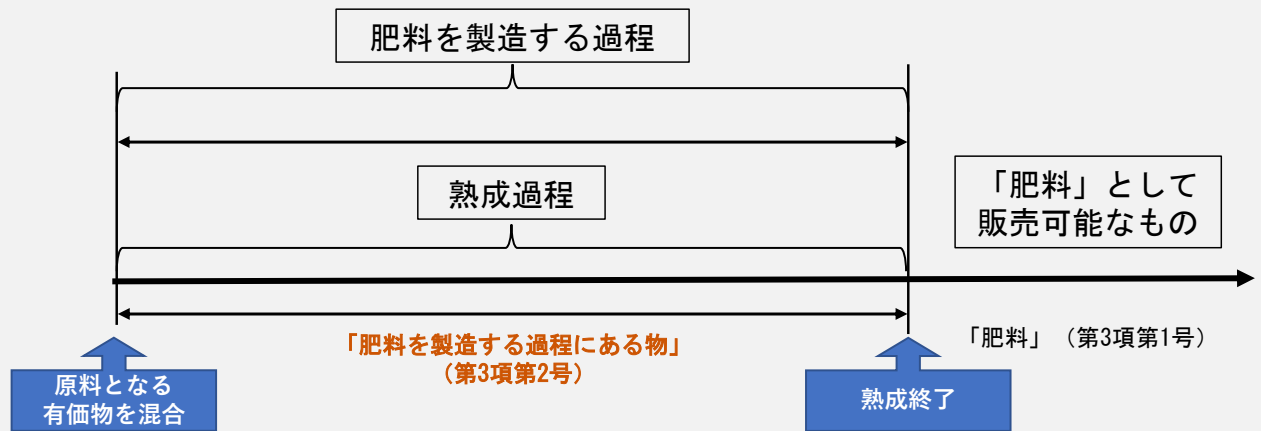
- ✓ 肥料（たい肥）として販売可能となる前の製造工程にあるものが対象
- ✓ 液肥は対象外



## 2. 規制対象物の考え方（特定処理物）

### 【参考】製造する過程とは…

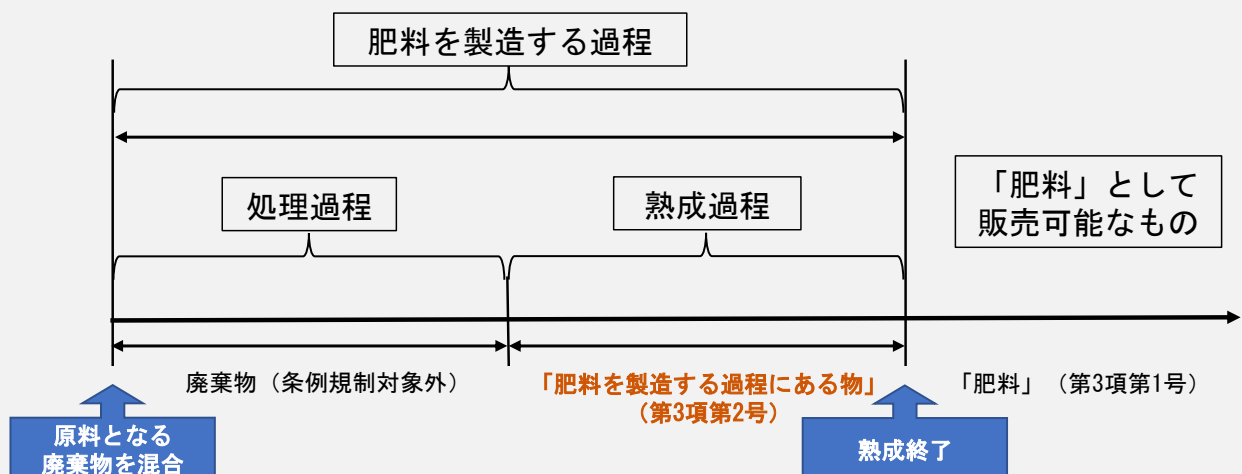
#### 1. 堆肥製造業者（廃棄物処分業の許可が不要な業者）の場合



## 2. 規制対象物の考え方（特定処理物）

### 【参考】製造する過程とは…

#### 2. 廃棄物処分業者の場合



## 2. 規制対象物の考え方（特定処理物）

### 特定処理物（木材チップ）

木材を切断し、又は破砕した小片その他これに類する形状の物

木材とは…

- 建物の解体時や土地の造成時に発生した木くず、森林の間伐時に発生した伐採木、街路樹の剪定などにより発生した剪定枝、樹皮 といった木質の総称
- 発生過程や形状を問わない

- ✓ いわゆる木材チップが対象
- ✓ 圧縮形成したペレット、粉状のおがくずは対象外



## 2. 規制対象物の考え方（特定処理物）

### 特定処理物（建設資材）

建設工事に利用される物

- 無機性汚泥※を固化、混練、焼成などにより再生したもので土砂と同様の形状又は性状を有するもの
- 陶磁器くず※を破砕し、又は粉砕したもの ※産業廃棄物に限る
- ガラスを破砕したもの

土砂と同様の形状又は性状を有するとは…

- 土砂の代替品として使用できる品質であるもの  
(土砂の形状や性状は一樣ではないことから、特定処理物に該当するか否かは個別に相談してください)

- ✓ 汚泥、陶磁器くず（瓦や石膏ボードなど）、ガラスを処理したもので、再生土、再生砂、土壌改良剤など建設資材となるものが対象



## 2. 規制対象物の考え方（特定収集物）

### 特定収集物

1

金属スクラップ

2

自動車用タイヤ

（国内で自動車への装着を  
目的とした商品以外のもの）

3

その他一体物

（1・2と一体的に  
保管されるもの）



## 2. 規制対象物の考え方（特定収集物）

### 特定収集物（金属スクラップ）

収集された物品のうち、**その使用を終了し、かつ、原材料として利用され得るものである**、**その全部又は一部に金属が用いられているもの**

※廃棄物、有害使用済機器、解体自動車、特定再資源化物品、次頁の自動車用タイヤを除く

その使用を終了し、かつ、原材料として利用され得るものとは…

- ・ その物の用途に沿った使用ができないもの（=リユース品は対象外）
- ・ その物が原料、材料として利用される可能性があるもの

その全部又は一部に金属が用いられているとは…

- ・ 金属が全部か一部に用いられていること（=プラスチック単体やゴム単体の物は対象外）

- ✓ いわゆる金属スクラップ
- ✓ 建築物に使用された鋼材などや金属とプラスチック等を素材とする電子機器・機械類、また、これらを破碎・分解したものが対象



## 2. 規制対象物の考え方（特定収集物）

### 特定収集物（自動車用タイヤ）

収集された自動車用のタイヤ（本邦における自動車への装着を目的とした商品を除く。）

本邦における自動車への装着を目的とした商品を除くとは…

- 国内において自動車へ装着し、運行の用に供する自動車用のタイヤは対象外
- ✓ 次の目的のものが対象
- 国内において燃料として利用するもの
  - 原料として再生利用するもの
  - 海外へ輸出するもの（燃料・原料利用やリユース品として再使用する場合のいずれも含む）

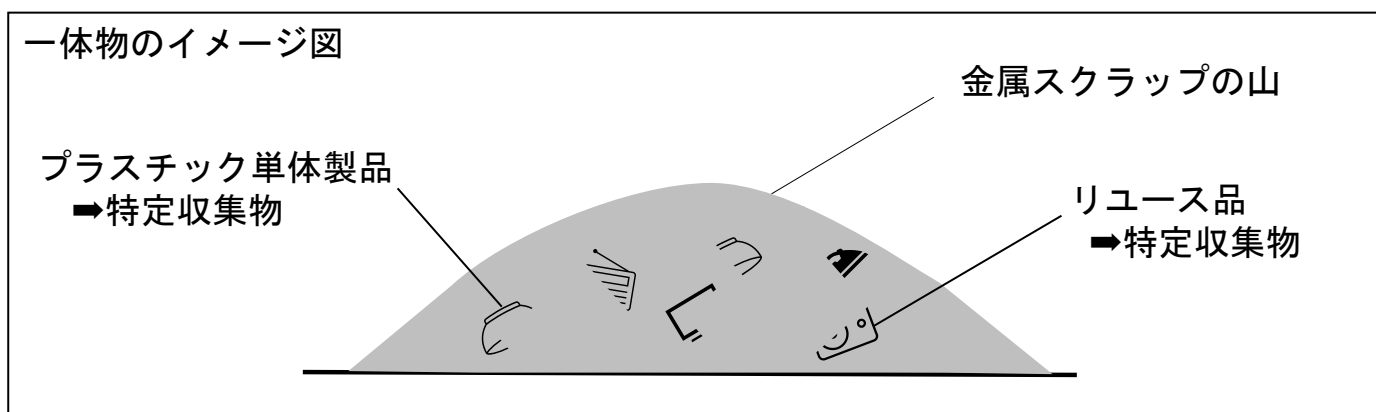


## 2. 規制対象物の考え方（特定収集物）

### 特定収集物（一体物）

その他前二号（金属スクラップ、自動車用タイヤ）に掲げる物と一体として保管されている物

- ✓ リユース品やプラスチックの単体物が金属スクラップや自動車用タイヤと一緒に保管されている場合には規制対象





### 3. 届出制度について（特定処理物）

#### 特定処理物の保管場所の届出（要件・届出事項①）

##### ➤ 届出が必要な者

保管場所の面積が **300㎡以上** である場所において特定処理物の保管を行う者  
（＝特定処理物保管者）

##### ➤ 手続き

保管を開始する**前**に届出を知事に提出

##### ➤ 届出事項

- 氏名又は名称及び住所、法人の場合は代表者の氏名
- 保管場所の所在地及び面積
- 保管する特定処理物の種類
- 保管量の上限
- 屋外において特定処理物を容器を用いずに保管する場合には、その旨及び規則で定める高さのうち最高のもの
- 特定処理物の取扱計画
- 保管開始年月日
- その他規則で定める事項

第1号様式（届出用紙）

山梨県知事 宛

住所  
氏名  
（個人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

特定処理物保管届出書

山梨県が特定処理物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例第4条第1項の規定に基づき、次のとおり届出書及び図面を提出して届出ます。

届出事項	内容
届出者	姓 名
届出場所	所在地
保管する特定処理物の種類	種類
保管する量の上限	量
屋外において特定処理物を容器を用いずに保管する場合は、その旨及び規則で定める高さのうち最高のもの	高さ
特定処理物の取扱計画	計画
保管開始年月日	年月日

注：「特定処理物の取扱計画」の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「図面のとおり」と記載し、別紙を添付すること。



### 3. 届出制度について（特定処理物）

#### 特定処理物の保管場所の届出（要件・届出事項②）

##### ➤ 添付書類

- 保管する場所の平面図及びその付近の見取図
- 届出をしようとする者が保管場所を使用する権原を有することを証する書類
- その他知事が必要と認める書類及び図面

##### ➤ 変更等手続き

- 氏名等の変更 : 変更した日から **30日以内** に知事に提出
- 氏名等以外の事項の変更 : 変更する**前** に知事に提出
- 保管場所の廃止 : 保管を行わなくなった日から **30日以内** に知事に提出





## 3. 届出制度について（特定収集物）

### 特定収集物の事業場の届出（要件・届出事項②）

#### ➤ 届出事項（続き）

- 処理を行う場合は、当該処理の場所の所在地及び処理を行う特定収集物の種類
- 事業の用に供する施設を設置する場合は、当該施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力
- 事業の計画
- 事業開始年月日
- その他規則で定める事項

#### ➤ 添付書類

- 事業場の平面図及びその付近の見取図
- 届出をしようとする者が事業場及び施設の所有権（若しくは使用権原）を有することを証する書類
- 事業の用に供する施設を設置する場合は、当該施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- その他知事が必要と認める書類及び図面



## 3. 届出制度について（特定収集物）

### 特定収集物の事業場の届出（要件・届出事項③）

#### ➤ 変更等手続き

- 氏名等の変更 : 変更した日から **30日以内**に知事に提出
- 氏名等以外の事項の変更 : 変更する**前**に知事に提出
- 事業場の廃止 : 事業場の廃止の日から **30日以内**に知事に提出



### 3. 届出制度について（特定収集物）

#### 特定収集物の事業場の届出（適用除外関係）

- 規制**対象外**となる保管・処理（届出、保管・処理基準、管理簿の備付けの規制の適用除外）

対象物	保管・処理内容
金属スクラップ、 自動車用タイヤ	事業場の面積が100㎡以下の場所で行う保管・処理
	左の対象物の保管・処理以外の事業を本来の業務として行う事業者が、本来の業務に付随して行う左の対象物の一時的な保管 例) ①機器の修理時に交換した部品を回収し、有価取引等で他者へ引き渡すまでの間一時保管する修理業者 ②機器やタイヤ販売を本来の業務とし、販売業に付随して左の対象物を回収し、有価取引等で他者へ引き渡すまで間一時保管する小売店

- 届出が**不要**となる保管・処理

対象物	保管・処理内容
金属スクラップ	金属くずの処分業許可を受けた事業の用に供される場所における左の対象物の保管・処理
自動車用タイヤ	廃プラスチック類又は金属くずの処分業許可を受けた事業の用に供される場所における左の対象物の保管・処理



### 3. 届出制度について（産業廃棄物の事業場外保管）

#### 産業廃棄物の事業場外保管場所の届出（要件・届出事項①）

- 届出が必要な者

産業廃棄物が生じた事業場の外において、保管場所の面積が**300㎡以上**である場所において自ら産業廃棄物の保管を行う排出事業者

- 届出が必要となる産業廃棄物（建設廃棄物を除く）

- ・ 汚泥
- ・ ガラス・コンクリートくず・陶磁器くず
- ・ 動植物性残さ
- ・ 木くず
- ・ 廃プラスチック類

- 手続き

保管を開始する**前**に届出を知事に提出



### 3. 届出制度について（産業廃棄物の事業場外保管）

#### 産業廃棄物の事業場外保管場所の届出（要件・届出事項②）

##### ➤ 届出事項

- 氏名又は名称及び住所、法人の場合には代表者の氏名
- 保管場所の所在地及び面積
- 保管する産業廃棄物の種類
- 積替えのための保管上限、処分・再生のための保管上限
- 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合には、その旨及び廃棄物処理法施行規則第一条の六の規定の例による高さのうち最高のもの
- 産業廃棄物の運搬、保管及び処分の計画
- 保管開始年月日
- その他規則で定める事項

届出書様式（第1号）（表紙）

山梨県知事 宛

届出者  
氏名  
（個人においては、実印と事業場の所在地、名称及び代表者の氏名）

産業廃棄物事業場外保管届出書

山梨県が産業廃棄物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例（第1号）第5条第1項の規定により、次のとおり届出書提出の届出を受理いたします。

届出者	
届出場所	㎡
届出する産業廃棄物の種類	
積替えのための保管の上限又は処分・再生のための保管の上限	
屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、廃棄物の種類及び種類に関する法律施行規則第一条の六の規定の例による高さのうち最高のもの	
産業廃棄物の運搬、保管及び処分の計画	
保管を開始する年月日	年 月 日
非常災害のために必要な応急措置として 該当・非該当 行う場合	

注1 「積替えのための保管の上限又は処分・再生のための保管の上限」は、廃棄物の種類及び積積に関する法律施行規則第1条第1号又は第2号の3の規定により保管することができる産業廃棄物の数量を記入すること。  
注2 「産業廃棄物の種類、保管及び処分等の計画」は、届出書の添付書類の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。  
注3 「非常災害のために必要な応急措置として行う場合」の欄は、「該当」又は「非該当」のいずれかを選択すること。

##### ➤ 添付書類

- 保管する場所の平面図及びその付近の見取図
- 届出をしようとする者が保管場所を使用する権原を有することを証する書類
- その他知事が必要と認める書類及び図面



### 3. 届出制度について（産業廃棄物の事業場外保管）

#### 産業廃棄物の事業場外保管場所の届出（要件・届出事項③）

##### ➤ 変更等手続き

- 氏名等の変更 : 変更した日から **30日以内**に知事に提出
- 氏名等以外の事項の変更 : 変更する**前**に知事に提出
- 保管場所の廃止 : 保管を行わなくなった日から **30日以内**に知事に提出



### 3. 届出制度について（産業廃棄物の事業場外保管）

#### 産業廃棄物の事業場外保管場所の届出（適用除外）

➤ 届出が**不要**となる場合

保管内容	参考法令（法：廃棄物処理法）
廃棄物処理法の建設廃棄物の事業場外保管の届出が必要な保管を行う場合	法第12条第3項 法第12条の2第3項
親子認定に係る産業廃棄物の保管を行う場合	法第12条の7第1項
産業廃棄物の収集・運搬業の許可を受けた事業の用に供される場所において保管する場合	法第14条第1項 法第14条の4第1項
産業廃棄物の処分業の許可を受けた事業の用に供される場所において保管する場合	法第14条第6項 法第14条の4第6項
許可を受けた産業廃棄物処理施設と近接してこれと一体的に利用される場所において保管する場合	法第15条第1項
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の届出を要する保管を行う場合	PCB特措法第8条第1項 （同法第15条において準用する場合を含む）



### 4. 保管・処理の基準について

#### 特定処理物保管基準

特定処理物の保管を行う場合には**保管基準を遵守**しなければなりません。

#### 特定処理物保管基準

1  囲いの設置	2  掲示板の設置	3  飛散・流出防止措置	4  汚水の流出防止措置 地下浸透の防止措置
5  悪臭発散防止措置	6  発火防止措置	7  ねずみ・害虫発生防止措置	

※基準に違反した場合は改善命令等の対象となり、命令に従わない場合には懲役刑又は罰金刑が科せられることがあります



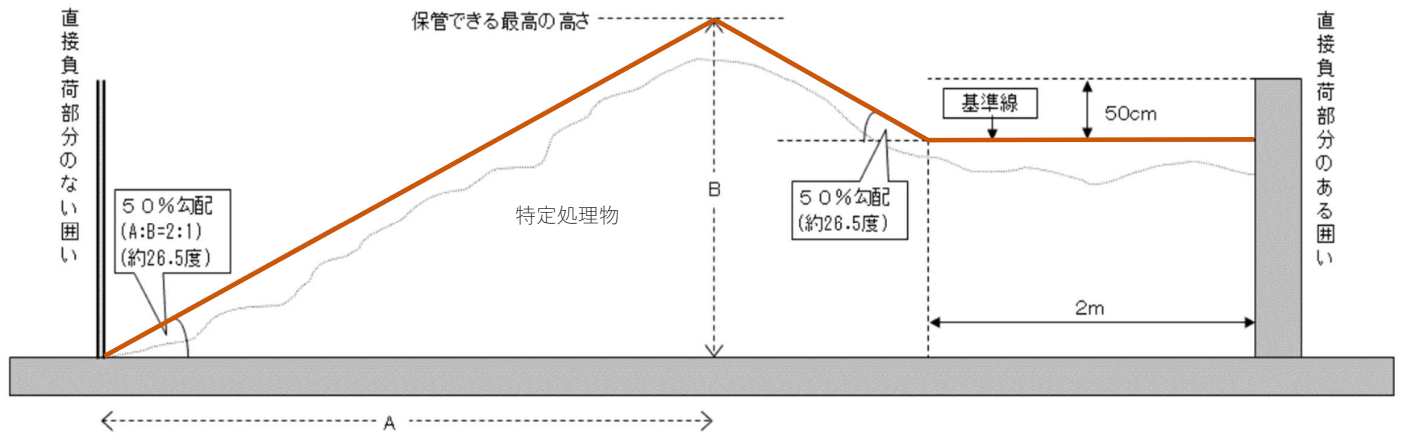
## 4. 保管・処理の基準について

### 特定処理物保管基準（高さ基準）

#### 3 飛散・流出防止措置

特定処理物を保管する際には、特定処理物が飛散・流出しないよう、決められた高さを超えないようにしなければなりません。

#### 高さ基準のイメージ



## 4. 保管・処理の基準について

### 特定収集物保管等基準

特定収集物の保管・処理を行う場合には**保管及び処理基準を遵守**しなければなりません。

#### 特定収集物保管等基準

- |                                                                                                      |                                                                                                      |                                                                                                          |                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1<br><br>囲いの設置    | 2<br><br>掲示板の設置   | 3<br><br>飛散・流出防止措置   | 4<br><br>汚水の流出防止措置<br>地下浸透の防止措置 |
| 5<br><br>悪臭発散防止措置 | 6<br><br>火災発生防止措置 | 7<br><br>騒音・振動発生防止措置 | 8<br><br>ねずみ・害虫発生防止措置           |

※基準に違反した場合は改善命令等の対象となり、命令に従わない場合には懲役刑又は罰金刑が科せられることがあります



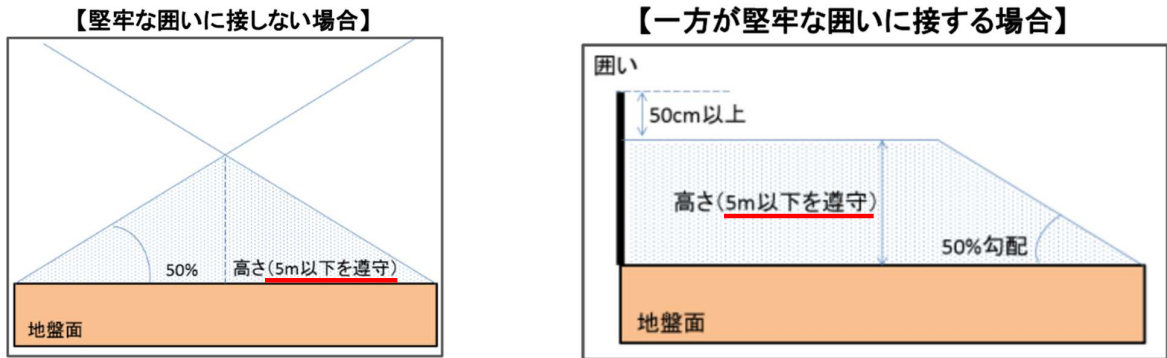
## 4. 保管・処理の基準について

### 特定収集物保管等基準（高さ基準①）

#### 3 飛散・流出防止措置

特定収集物を保管する際には、特定収集物が飛散・流出しないよう、決められた高さを超えないようにしなければなりません。

高さ基準のイメージ



- ✓ 金属スクラップのうち、その全部に金属が用いられているもののみを保管する場合には、特定処理物の高さに関する基準を適用



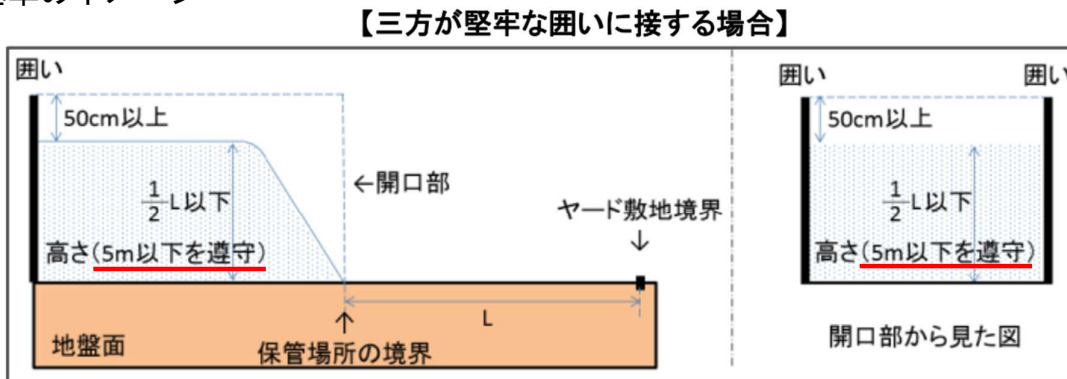
## 4. 保管・処理の基準について

### 特定収集物保管等基準（高さ基準②）

#### 3 飛散・流出防止措置

特定収集物を保管する際には、特定収集物が飛散・流出しないよう、決められた高さを超えないようにしなければなりません。

高さ基準のイメージ



- ✓ 金属スクラップのうち、その全部に金属が用いられているもののみを保管する場合には、特定処理物の高さに関する基準を適用





## 5. 管理簿の備付けについて

### 管理簿の備付け（手続き）

保管する対象物の種類ごとの**搬入・搬出の状況**について必要事項を記載した管理簿を作成し、備え付けなければなりません。

#### ➤ 管理簿の備付けが必要な者

- 特定処理物保管者
- 特定収集物保管等事業者
- 条例に規定する産業廃棄物の事業場外保管を行う者※
- 廃棄物処理法に規定する建設廃棄物の事業場外保管を行う者※
- 廃棄物処理法に規定する特別管理産業廃棄物（建設廃棄物）の事業場外保管を行う者※ ※非常災害のために必要な応急措置として行う場合を含む

#### ➤ 管理簿の保存等

1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存する義務



## 5. 管理簿の備付けについて

### 管理簿の備付け（記載事項・適用除外）

#### ➤ 記載事項（特定処理物・特定収集物・産業廃棄物 共通）

- |                 |                           |
|-----------------|---------------------------|
| • 搬入した年月日       | ➡いつ搬入したか                  |
| • 搬入先の所在地       | ➡どこへ搬入したか                 |
| • 搬入元ごとの種類及び搬入量 | ➡どこから、どの種類を、どのくらいの量、搬入したか |
| • 搬出した年月日       | ➡いつ搬出したか                  |
| • 搬出元の所在地       | ➡どこから搬出したか                |
| • 搬出先ごとの種類及び搬出量 | ➡どこへ、どの種類を、どのくらいの量、搬出したか  |

#### ➤ 条例の管理簿の備付けが**不要**となる事業者（産業廃棄物の事業場外保管のみ）

内容	法の管理簿備付け規定
事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設、又は産業廃棄物処理施設以外の焼却施設が設置されている事業場を設置している事業者	法施行令第6条の4各号
事業場の外において自ら排出した産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者（上の者を除く）	
親子会社認定を受けた者（上の2者を除く）	
特別管理産業廃棄物を生ずる事業者	法第12条の2第14項



## 5. 管理簿の備付けについて

### 管理簿の備付け（管理簿イメージ）

#### 【特定収集物管理簿】

##### 〈搬入簿〉

搬入した年月日	搬入元			搬入先所在地
	所在地	種類	搬入量(t)	
2024/8/24	〇〇現場 甲府市大里 × × - ×	金属スクラップ	5	△△ヤード 甲府市国母 × ×
2024/8/25	□□運輸 甲府市池田 × - × - ×	自動車用タイヤ	2	△△ヤード 甲府市国母 × ×

##### 〈搬出簿〉

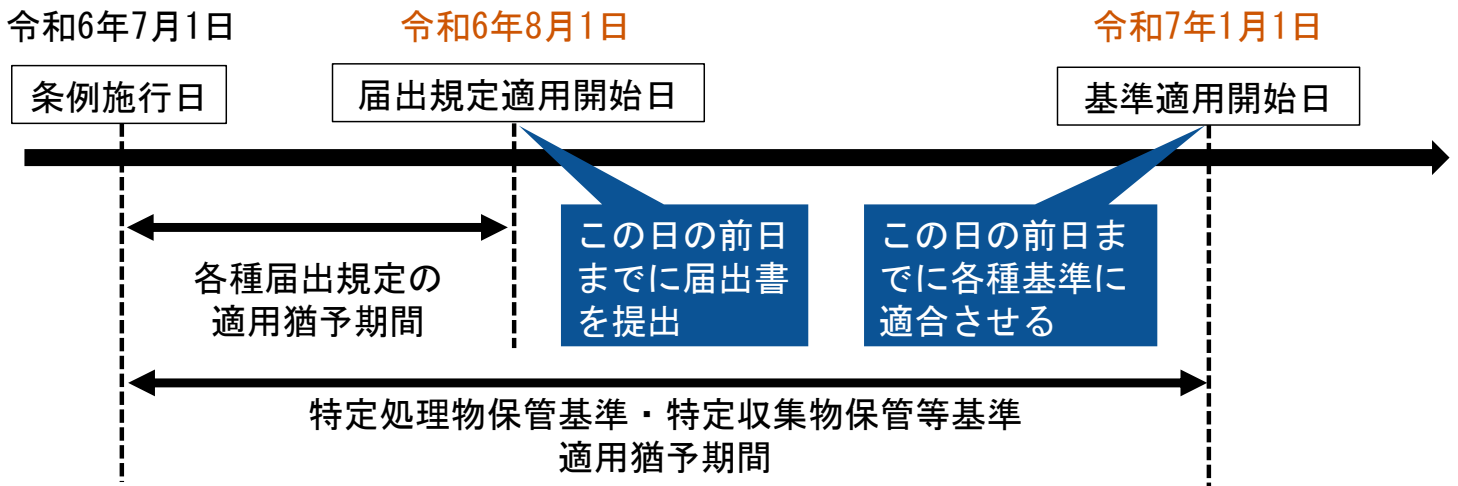
搬出した年月日	搬出元所在地	搬出先		
		所在地	種類	搬出量(t)
2024/9/26	△△ヤード 甲府市国母 × ×	☆☆ヤード 千葉県 × × ×	金属スクラップ	5
2024/9/25	△△ヤード 甲府市国母 × ×	◇◇ヤード 静岡県 × × ×	自動車用タイヤ	2



## 6. その他（経過措置等）

### 既存の保管等に対する経過措置

本条例の施行日より前から特定処理物の保管、特定収集物の保管又は処理、産業廃棄物の保管を行っている場合は、その場所について届出規定及び保管等基準の適用を施行の日から一定期間猶予します。



- ✓ 管理簿は施行日から備付けが必要
- ✓ 新規設置する事業者は、令和6年7月1日から届出書の提出、基準の遵守が必要



## 7. 問い合わせ先

### ■ 制度内容に関するお問い合わせ

- 山梨県 環境・エネルギー部 環境整備課 産業廃棄物担当

TEL 055(223)1518

Mail kankyo-sb@pref.yamanashi.lg.jp

### ■ 再生資源物の不適正保管の防止等に関する条例のWebページはこちら

<https://www.pref.yamanashi.jp/taiki-sui/asesu/saiseisigenbutu-jyorei>



## 7. 問い合わせ先

### ■ 個別事案に関するお問い合わせ

受付窓口	住所及び電話番号	管轄市町村等
中北林務環境事務所	韮崎市本町4-2-4 (北巨摩合同庁舎) TEL 0551-23-3090	韮崎市、南アルプス市、北杜市 甲斐市、中央市及び昭和町
峡東林務環境事務所	甲州市塩山上塩後1239-1 (東山梨合同庁舎) TEL 0553-20-2739	山梨市、笛吹市及び甲州市
峡南林務環境事務所	西八代郡市川三郷町高田111-1 (西八代合同庁舎) TEL 055-240-4141	市川三郷町、早川町、身延町、 南部町及び富士川町
富士・東部林務環境事務所	都留市田原2-13-43 (南都留合同庁舎) TEL 0554-45-7811	富士吉田市、都留市、大月市、 上野原市、道志村、西桂町、 忍野村、山中湖村、鳴沢村、 富士河口湖町、小菅村及び 丹波山村
甲府市環境部環境対策室 ごみ収集課	甲府市上町601-4 環境センター TEL 055-241-4313	甲府市

